

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務

(2) 業務の目的

無形文化財・選定保存技術を一般県民に広く周知し理解を深めるため、映像と写真による記録を行い技術の継承・普及を図るとともに、撮影した全ての映像及び写真の整理を行い、アーカイブとして保存する。「地域の新たな魅力」を発見・発信し、「自らが生まれ育った『郷土』への誇り・愛着」を醸成するため、映像と写真について「なら歴史芸術文化村」における展示・教育用素材として活用する。

(3) 業務の内容

【撮影・編集】

- ① 以下の1件について、映像（本人インタビュー含む）と写真を記録し、広報用映像（30秒及び約3～5分程度）及び普及用映像（約30分）を編集する。
 - ・漆漉紙（吉野紙）製作（国選定保存技術）・・・昆布尊男
- ② 撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ③ 映像撮影は6日以上、写真撮影は3日以上とする。
- ④ 映像撮影は、現場監督（ディレクター）1人、カメラマン1人、照明・音声マイク1人を1日の最小人数とすること。変更する場合は県と事前に協議を行うこと。
- ⑤ メインのビデオカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質はハイビジョンデジタルデータ1,920×1,080以上で収録すること。
- ⑥ スチール撮影はプロのスチール専門カメラマンが撮影し、適時、照明等の助手1人を配置すること。なお、プロのスチール専門カメラマンによる3日以上撮影以外にも、スタッフ等による記録写真を随時撮影すること。
- ⑦ スチールカメラは、一眼レフ以上であること。データはA1ポスター、ホームページ、パンフレット等における画像素材としても使用可能な高い解像度であること。
- ⑧ 撮影前には、受託者と県による工程確認のための十分な協議を行うこと。
- ⑨ 適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、撮影・編集に取り入れること。

【編集】

- ① 以下の3件について、未編集の映像データをもとに、普及用映像（約30分）を編集する。
 - ・烏梅製造（国選定保存技術）…中西喜久 *H29撮影済
 - ・日本刀製作技術（県指定無形文化財）…月山清 *H29撮影済
 - ・日本刀製作技術（県指定無形文化財）…河内道雄 *H29撮影済※別添「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業（編集）撮影済映像一覧」を参考のこと。
- ② 編集計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ③ ディレクターを1名配置すること。
- ④ 適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、編集に取り入れること。

※内容の詳細は、無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務仕様書で確認すること。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限金額

予算額4,620,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月24日（火）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪⑨及び⑩に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫「国指定の重要無形民俗文化財または重要無形文化財（工芸技術）」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財（工芸技術）」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」のいずれかに該当する文化財の記録映像の作品製作（撮影・編集・DVD作成まで全て）を過去5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

4. 日程

- 令和 元年 7月 8日 (月) 公告
- 令和 元年 7月 19日 (金) 質問票、参加表明書等提出締切
- 令和 元年 7月 30日 (火) 企画提案書等提出締切
- 令和 元年 8月 2日 (金) 選定審査会開催予定 (プレゼンテーション実施、選定)

5. 手続き等

(1) 事務局 (書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良市登大路町30
 奈良県地域振興部文化財保存課
 電話番号 0742-27-9864
 ファクシミリ 0742-27-5386
 電子メールアドレス bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

(2) 質問の受付及び回答

質問については次のとおりとする。

- ①受付期間 令和元年7月8日 (月) から令和元年7月19日 (金) 17時まで
- ②受付方法 「質問票」 (様式1) に必要事項を記載のうえ、(1) 事務局にファクシミリ又は電子メールにて送付。なお電子メールでの質問は、題名の最初に〈無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託事業者募集への質問〉と明記すること。
 ※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
 ※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 「奈良県地域振興部文化財保存課ホームページ」に随時、公表する。
 ※質問者への個別の回答は行わないものとする。
 ※公表の際、質問者名は明示しない。

(3) 参加表明書 (様式2) 及び業務実績 (様式5) の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、必ず参加表明書及び業務実績を締切までに1部提出すること。

- ①提出期限 令和元年7月19日 (金) 17時
- ②提出先 (1) の事務局
- ③提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送にて提出の際は、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のア～オのとおり企画提案書等を提出すること。

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 参加申込書	A4	正1部	様式3
イ 事業者概要書	A4	正1部、副8部	様式4
ウ 委託業務実施体制	A4	正1部、副8部	様式6
エ 企画提案書	A4又はA3	正1部、副8部	任意
オ 本業務の受託見積書	A4	正1部、副8部	任意
エ 企画提案書 次の事項について提案すること。(「企画提案書評価基準」を参考とすること。) a 業務実施方針			

- b 業務実施体制
- c 業務実施フロー
- d 業務実施スケジュール
- e 具体的な構成案【撮影・編集】
 - ・漆漚紙（吉野紙）製作の広報用映像（約3～5分）及び普及用映像（約30分）について、絵コンテ（カラー）や画像イメージ等により、完成形がイメージできるようにして具体的な構成案をそれぞれ1点提示してください。
- f 具体的な構成案【編集】
 - ・対象となる3件の普及用映像（約30分）について、絵コンテ（カラー）や画像イメージ等により、完成形がイメージできるようにして具体的な構成案をそれぞれ1点（3件×1点）提示してください。
 - 〈撮影済映像について〉
 - ・撮影済映像の詳細については、参考資料として公開している「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業（編集）撮影済映像一覧」を参照してください。
 - ・撮影済の画像（写真データ）及び3～5分程度に編集した動画は、CD-Rにて貸し出すことが可能です。また、未編集のマスターデータ（数十時間の動画）は、県が指定する場所（原則は県文化財保存課内）においてコピー防止等の制限を設けた上での視聴は可能です。必要な場合は、（1）事務局へご連絡ください。
- g 「なら歴史芸術文化村」における具体的な活用方法の提案（目的・ねらい・ターゲット・参加者規模〈人数〉・実施場所など）

オ 本業務の受託見積書

宛先は「奈良県地域振興部長」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

②提出期限 令和元年7月30日（火）17時

③提出方法 持参または郵送に限る

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く8時30分から17時まで（12時から13時までの間は除く。）

郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

④提出先 （1）に同じ

※企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤企画提案書等作成上の留意事項

ア 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。

エ 企画提案書は15ページ以内（表紙を含む、但し20分以内で説明可能なページ数）とすること。なお、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページとしてカウントする。

オ 原本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。

カ 企画提案書が本実施要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

⑥その他

1 事業者につき 1 提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 委託事業者の選定（企画提案書等の評価）

- ①企画提案書等の評価は、選定審査会において、『無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務 企画提案書評価基準』に基づき審査を行うものとし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。但し、提案者が 1 者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和元年 8 月 2 日（金）（予定）に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

7. 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ. 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 採択された事業計画・事業提案は、奈良県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 非選定通知書による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日を除く。）以内に奈良県に書面により請求しなければならない。
- (6) 募集及び契約については、奈良県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わないものとする。

以上